

人材紹介サービス基本申込書

株式会社アスキング 御中

下記の確認事項を了承したうえ、人材紹介に関する申し込みをします。

申込日	年	月	日	※整理記号		-		
フリガナ								
会社名							印	
フリガナ								
住所	〒 -							
フリガナ								
担当者	部署			役職			氏名	印
	TEL				FAX			
	E-mail							
支払規定	☐ 毎月末締め翌月末支払い			☐ その他(毎月 日締め ・ 日支払い)				
契約期間	☐ 期間を定めず							
	☐ 年 月 日 より 年 月 日 まで							

【確認事項】

(以下、「甲」という。)は、
株式会社アスキング(以下、「乙」という。)に、甲の人材採用を効率的に実施するために以下の内容に基づき人材の紹介を申し込む。

第1条(契約内容)

乙は甲の人材ニーズを把握し、甲のニーズに合致した人材を探索して甲に紹介し、採用に至るまでの支援活動(以下、「本サービス」という。)を行い、甲は乙に対して紹介手数料等を支払う。

第2条(求人申込書)

甲は、職務内容・就業場所・賃金・労働時間などの労働条件その他希望する求人条件ごとに、乙に乙指定の求人申込書を提出することにより、個別の求人登録を行う。

第3条(応募者)

乙は、前条の求人申込書ごとに、当該求人申込書の求人条件に適合可能性のある人材のうち、甲の求人に応募する意思があり、かつ、乙が適切と判断した人材(以下、「応募者」という。)を甲に紹介する。

第4条(採用選考及び決定)

甲は、乙に紹介された前条の応募者を自ら選考のうえ、適当と認めた場合には、甲の責任において当該応募者を採用する。その場合、甲は、当該応募者に対して労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面を交付したうえで、雇用契約を締結する。

2. 甲は、前項により応募者の採用を決定した場合、直ちに乙指定の採用決定通知書に採用決定の事実及び理論年収の額など必要事項を記入し、乙に提出する。(以下、採用が決定した応募者を、「採用人材」という。)
3. 甲が、応募者と委任契約、準委任契約、請負契約その他これに準ずる契約を締結した場合も、前各号に準ずるものとする。

第5条(紹介手数料等)

乙は、甲から前条の採用決定通知書の提出を受けたときは、採用人材の入社月の末日までに甲に対し次項の紹介手数料等を請求し、甲は本申込書記載の支払規定に基づき、当該支払手数料等を乙指定の金融機関口座に振込により支払うものとする。但し、振込手数料は甲の負担とする。

2. 採用人材一人ごとの紹介手数料等(税別)は次表の通り、又は甲乙別途協議の上決定する金額とする。

職業紹介基本サービス料	理論年収の 35 %	通常の人材紹介サービス
職業紹介付加サービス料	理論年収の 35 %	専門的な相談・助言付加サービス
求人事務費用	求人条件により、事務費用として最大50,000円を申し受ける場合あり	

3. 理論年収とは、次のいずれかの額をいうものとする。

- (1) 甲が採用人材に明示した月額固定給の12ヶ月分と想定賞与額を合算した額
 - ・ 月額固定給＝基本給＋固定諸手当(通勤手当及び時間外労働手当等割増賃金を除く。但し、固定割増賃金を含む)
 - ・ 想定賞与額＝賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数
- (2) 甲が採用人材に明示した年俸の額
- (3) 1年未満の有期雇用契約の場合は、契約期間を1年間とみなして換算した額

第6条(紹介手数料等の返還)

採用人材が、自己の責により解雇され、又は自己都合により入社6ヶ月未満に退職した場合、甲は乙にその旨を通知し、当該採用人材の退職後1ヶ月以内に乙に対して紹介手数料等の返還を請求するものとする。但し、前条第2項の求人事務費用は、返還対象としない。

2. 乙は甲から前項の請求を受けたときは、受領した紹介手数料等のうち、以下の金額を甲に返還するものとする。尚、前項以外の事

由による退職や当該採用人材の退職後1ヶ月以内に請求がない場合、本項は適用されない。

(1)入社後1ヶ月未満	—	紹介手数料等の	80	%
(2)入社後1ヶ月以上3ヶ月未満	—	紹介手数料等の	50	%
(3)入社後3ヶ月以上6ヶ月未満	—	紹介手数料等の	10	%

第7条(採用選考時の義務)

甲は、乙から応募者を紹介された後に、当該応募者について他の手段により応募があった場合には、乙の紹介による応募を優先して取り扱うものとする。また、甲は、乙が紹介した応募者について、既に他の手段により応募があった場合には、直ちに乙にその旨通知する。

2. 甲は、乙から応募者を紹介された日より1年間は、当該応募者の採用選考の前後を問わず、当該応募者と直接連絡を取る場合は事前に乙の了解を取るものとする。
3. 甲は、乙から紹介された応募者について採用に至らなかった場合、乙から当該応募者を紹介された日より1年以内に、応募方法、職種その他労働条件、契約形態を問わず、乙を介さず当該応募者を第4条の定めに準じて採用した場合は、第5条に定める紹介手数料相当額を乙に支払うものとする。
4. 甲は、乙から紹介された採用人材について、第6条に定める紹介手数料の返還を受けた後、乙から当該採用人材を紹介された日より1年以内に、応募方法、職種その他労働条件、契約形態を問わず、改めて当該採用人材を第4条の定めに準じて採用した場合は、返還を受けた紹介手数料相当額を乙に支払うものとする。

第8条(応募者の取扱い)

甲は、乙から紹介された応募者について、採用選考及び採用後の労働条件等に関し、性別、年齢その他属性により差別的取扱いをしないものとする。また甲は、応募者が他企業の求人に併願応募することがあることを了承する。

2. 甲は、乙が甲に提供する応募者の履歴書その他応募書類は、当該応募者の責任において作成されたものであることを確認する。

第9条(応募者個人情報の取扱い)

乙は、甲の採用選考に必要な範囲内において応募者の個人情報を甲に提供するものとし、応募者の事前の承諾なしに求人条件に関連のない機微な情報については開示・提供しない。

2. 甲は、前項の応募者個人情報を、善良なる管理者の注意をもって厳重に管理し、本サービスの目的の範囲内でのみ利用するものとし、採用選考に必要最小限の甲役職員にのみ開示するものとする。尚、甲は、不要な応募者個人情報は都度廃棄するものとする。
3. 甲は、採用選考業務の全部又は一部を第三者に委託する場合は、事前にその旨乙に通知する。甲は、当該第三者において個人情報の安全管理が図られるよう、甲の責任において自らと同等の義務を課すものとする。

第10条(守秘義務)

甲及び乙は、本サービスに関連して知り得た相手方の機密情報及び個人情報(前条の応募者個人情報を含む)を、相手方の承諾なく第三者に開示、提供、漏洩しないものとする。但し、監督官庁又は法令により開示が要請されるものはこの限りではない。尚、前条並びに本条については、本契約期間終了後も有効に効力を有するものとする。

第11条(情報開示)

甲は、事前に開示、公開を希望しない旨を指定した場合を除き、甲が求人申込書に記載した求人条件及び一般的に公開されている甲の企業情報を、乙が運営、提供又は指定する求人広告及びインターネットウェブサイト等において開示、公開することに同意する。

2. 甲は、乙が業務提携関係にある人材紹介会社に、甲の事前承諾を得たうえで甲より提供された求人情報及び企業情報を開示、提供する場合があることに同意し、乙は乙の責任において当該人材紹介会社に乙と同等の本サービス上の義務を課すものとする。

第12条(有効期間)

本申込書に基づき甲乙間で成立する本契約の有効期間は、表面記載の契約期間満了日又は甲から解約の申し出のあった日のいずれか早い日までとする。但し、応募者の紹介後に、本契約内容の全部若しくは一部が変更された場合、又は本契約が終了した場合であっても、当該応募者については紹介時において有効であった契約条件が適用されるものとする。

第13条(反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、相手方に対し、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいう。)に該当しないこと、自ら又は第三者をして暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等違法行為を行わないこと、及び反社会的勢力と不適切な関係を有しないことを、現在及び将来に渡って表明する。

2. 甲及び乙は、相手方が前項に違反した場合には、催告その他何らの手続きを要せず、直ちに本契約を解除することができる。この場合、相手方に対する一切の債務につき履行の責を免れるものとし、かつ相手方から被った損害の賠償を請求できるものとする。

第14条(契約解除)

甲及び乙は、相手方が本契約に違反した場合又は相手方に本契約を継続し難いと認められる事由が生じた場合、事前に相手方にその旨通知することにより、本契約を解除できるものとする。解除した当事者は、被った損害の賠償を当該相手方に請求できるものとする。

※ 法規や公序良俗、当社の取引基準に反する場合など、当社が妥当でないと判断したときには、お申し込みをお受けできない場合があります。

株式会社アスキング 有料職業紹介担当
〒169-0073 東京都新宿区百人町2-8-15
ダヴィンチ北新宿8階
TEL:03-3363-3191 FAX:03-3363-3194

受理日	担当	承認
／		